

# リヒテンシュタイン侯国憲法 1921年10月5日

天主の恩寵を受けて主権を有するリヒテンシュタイン侯、トロップパウ公、リートベルク伯等々の地位において私、ヨハン2世は、議会の同意を得て、1862年9月26日憲法が次のように改正されたことを宣言する。

## 第1章 侯国

第1条 リヒテンシュタイン侯国は、11の自治体を有する2つの地域の国家連合である。リヒテンシュタイン侯国は、その領域内で生活する人が、自由および平和のうちに共生できうように、尽くさなければならない。ファドゥーツ地域（高地）は、ファドゥーツ、バルツェルス、プランケン、シャーン、トリーゼンおよびトリーゼンベルクの各自治体、シェレンベルク地域（低地）は、エシェン、ガンプリン、マウレン、ルゲルおよびシェレンベルクの各自治体によって構成される。

ファドゥーツは、首都であり、議会および政府の所在地である。

第2条 侯国は、民主制および議会制に基づく世襲の立憲君主国である（第79条および第80条）。国家権力は、君主および国民に由来し、この憲法の条規に従って、両者がこれを行行使する。

第3条 リヒテンシュタイン侯爵家における世襲の爵位継承、侯爵および世子の成年、不例の際の後見は、侯爵家の家法として定められる。

第4条 領土の境界の変更は、法律によってのみ行うことができる。自治体間の境界の変更、新たな自治体の創設、現存する自治体の合併は、加えて、その自治体に居住する選挙権を有する住民の多数決を必要とする。

各自治体は、国家連合を離脱する権利を有する。離脱手続き開始については、その自治体に居住する選挙権を有する住民の多数で決する。離脱に関する規定は、法律または、その都度、条約によって定められる。条約によって規定する場合、自治体において条約交渉の完了の後、続けて投票が行われる。

第5条 国家の紋章は、リヒテンシュタイン侯爵家の紋章である。国家を象徴する色は、青赤である。

第6条 ドイツ語は国語および公用語である。

## 第2章 国侯

第7条 国侯は国家元首であり、この憲法およびその他の法律の規定に従って、国家権力に関する権限を行行使する。

国侯の人身は、裁判権に服さず、法的に無答責である。第 13 条の 2 に従い侯爵に代わって国家元首の権能を行使する侯爵家の者も同様とする。

第 8 条 国侯は、責任ある政府の共同が必要である場合を除き、外国に対するすべての関係において、国家を代表する。

領土を割譲または国有財産を譲渡し、国家主権または国家大権に変更を加え、侯国または国民に対する新たな負担を引き受け、あるいは、国民の権利を侵害することとなる義務を引き受ける条約は、その発効に、議会の同意を必要とする。

第 9 条 すべて法律は、その発効に、君主の裁可を必要とする。

第 10 条 国侯は、議会の共同なしに、政府を通じて、法律の執行に必要な措置ならびに行政権および監督権に基づく措置を講じ、関連する命令を発することができる(第 92 条)。緊急の場合、国侯は国家の安全と福祉のため必要な措置を講じることができる。

緊急命令は、憲法の全体または個々の規定を破棄することは許されず、憲法の個々の規定の適用を制限できるのみ許される。緊急命令は、あらゆる人の生命に対する権利、拷問および非人間的待遇の禁止、奴隷的拘束および強制労働の禁止、「法律なければ刑罰なし」の規則を制約することはできない。加えて、本条、第 3 条、第 13 条の 3、第 113 条および家法は、緊急命令によって制限され得ない。緊急命令は、遅くとも 6 か月後、失効する。

第 11 条 国侯は、憲法の規定に従って裁判官を任命する(第 96 条)。

第 12 条 国侯は、法的に確定した刑罰の恩赦、減刑、変更する権限および開始された審理を免じる権限を有する。

職務行為によって有罪判決を受けた政府構成員に対する恩赦または減刑の権限は、議会によって動議がなされた場合にのみ、行使することができる。

第 13 条 すべて爵位継承者は、国侯の名誉と尊厳に関する忠誠の宣言を受理する前に、リヒテンシュタイン侯国を憲法およびその他法律に従って統治し、その統合を保持し、国侯の権限を不可分かつ同じ方法で遵守することを、文書で表明する。

第 13 条の 2 国侯は、一時的な支障または爵位継承の準備のため代理として、その家系の次順位の爵位継承権のある成年世子に、国侯に帰属する高権の講師を委任することができる。

第 13 条の 3 少なくとも 1500 名の国民は、国侯に対して、正当に不信任案を提出する権限を有する。議会は次の会期において、これに関する告示を行い、国民投票を命じなければならない(第 66 条 6 項)。国民投票で不信任案が承認された場合、議会は、国侯に家法に従った措置をとるよう通知する。家法に従ってなされた決定は 6 か月以内に国侯が

ら議会に通知される。

### 第 3 章 国家の責務

第 14 条 国家の至上の責務は、全国民の福祉を促進することである。この意味において、国家は、権利の創設と維持、国民の宗教的・道徳的・経済的利益の保護に配慮する。

第 15 条 国家は、教育制度に格別の注意を払う。この制度は、家族、学校、教会の共同によって、子女が宗教的道徳的教養、愛国心、将来の職業能力を体得できるように設置され、運営される。

第 16 条 教育制度は、教会の教義の不可侵性を害することなく、国家の監督を受ける。一般的義務教育制度を設ける。

国家は、初等教育における義務教育が、十分な規模で、公立学校において、無償で行われるよう配慮する。

宗教教育は、教会組織によって行われる。

何人も、その監督する子女を、公的初等教育に関して規定された教育の程度にないままにしてはならない。

削除

削除

個人教授は、公立学校における授業時間、教育目標、施設に関する法律の規定に合致する限りで、許される。

第 17 条 国家は、高等教育制度を助成促進する。

国家は、相当額の奨学金により、資力がなく能力のある生徒に高等学校への進学を容易にする。

第 18 条 国家は、公衆衛生制度に配慮し、看護を助成し、法的措置をもって飲酒癖の撲滅ならびにアルコール中毒者および浮浪者の矯正に努める。

第 19 条 国家は、勤労の権利および労働者、とりわけ商工業に従事する婦人および青少年を保護する。

日曜日および国の定める祝日は、日曜日および祝日の静養に関する法的規制を害することなく、休日とする。

第 20 条 国家は、勤労意欲の向上および経済的利益の保護のために、農業、高原酪農、商工業を促進助成する。国家は、とりわけ、労働と財産を脅かす損害に対する保険を促進し、そのような損害の撲滅のための措置を講ずる。

国家は、現代的必要に適合した流通制度の整備に格別の注意を払う。

国家は、治山・造林・治水事業を助成し、新たな財源を開発するあらゆる努力に目標を

設定し、振興する。

第 21 条 国家には、現行法および将来公布される法律に従って、河川に対する高権が帰属する。河川の使用、管理、防衛は、技術の発展を考慮し、立法措置により規制、振興する。電気権は法律で規制される。

第 22 条 国家は、狩猟、漁業、鉱業に関する高権を行使し、これに関する法律の公布によって、農業および自治体財政の利益を保護する。

第 23 条 貨幣制度および公債制度の規制は、国家の管轄事項である。

第 24 条 国家は、最低生活費用の免除し、および多額の資産または収入からのより多くの徴収をもって、適正な課税法律を公布する。

国家の財政状況は、可能な限りの手段によって、向上されねばならず、とりわけ、公的な需要の支出のために、新たな財源の開発を考慮してなされなければならない。

第 25 条 公的救貧制度は、特別法に従い、自治体の管轄事項である。ただし、国家は、これに関し監督権を行使する。国家は、自治体に、とりわけ、孤児、精神病患者、不治病者、老衰者の有効な対策のため、適切な助成を行う。

第 26 条 国家は、疾病、老齡、障害、火災保険制度を助成振興する。

第 27 条 国家は、迅速で、実体法を保護するための訴訟および執行手続を定め、ならびに、同様の原則を適用した行政裁判制度を定める。

#### 第 4 章 国民の一般的権利および義務

第 27 条の 2 人間の尊厳は尊重され、保障される。

何人も、残虐あるいは屈辱的な処遇または刑罰を科されない。

第 27 条の 3 何人も、生命に対する権利を有する。

死刑は禁止する。

第 28 条 すべて国民は、詳細な法律の規定を遵守のもと、国内のあらゆる場所に自由に居住する権利およびあらゆる種類の財産を取得する権利を有する。

外国人の出入国、滞在、居住は、条約および法律によって規制される。

侯国の境界内への滞在は、これに関する法律の遵守の義務を負い、憲法とその他の法律に従い保護される。

第 29 条 公民権は、この憲法の条規により、すべての国民に帰属する。

国事において、満 20 年に達し、国内に定住し、選挙権を停止されていないすべての国民に政治的権利が帰属する。

第 30 条 公民権の得喪に関しては法律で定める。

第 31 条 すべて国民は法律の前に平等である。すべて国民は、法律の規定の遵守のもと、ひとしく公職に就くことができる。

男女は同等の権利を有する。

外国人の権利は、条約により規定される。条約を欠くときは、相互主義による。

第 32 条 人身の自由、住居の不可侵、信書および文書の秘密は保障される。

法律によって規定され場合および法律によって規定された方法のほか、何人も逮捕され、または拘束されず、家宅搜索または身体、信書、文書の調査、または信書または文書の押収は行われぬ。

違法または明らかに無実の拘束をされた者および無罪の判決を受けたものは、国家によってなされるべき、裁判によって確定される完全な賠償請求権を有する。第三者に対する賠償権が、国家に属するかどうか、またその範囲については、法律で定める。

第 33 条 何人も資格ある裁判官を奪われず、例外裁判所は設置されない。

刑罰は、法律に従ってのみ、威嚇され、科される。

すべて刑事においては、被告人に、防御の権利が保障される。

第 34 条 私有財産の不可侵は保障される。差し押さえは、法律で定められた場合にのみ、行われる。

著作権は法律で規制される

第 35 条 公共の福祉が要求される場所では、相当の、異義のある場合は裁判官によって確定された補償をもって、財産のあらゆる種類の譲渡または負担が命じられる。

収用手続きは法律によって定める。

第 36 条 商業および工業は、法律の制限内で、自由を保障される。一定期間内の排他的商業および工業の特権の許可は、法律によって規制される。

第 37 条 ローマカトリック教会は国教会であり、国家の完全な保護を享受する。他の宗派は、道徳および公の秩序の制限内において、信条の実行および礼拝の挙行が保障される。

第 38 条 文化、教育、慈善目的のための施設、基金、その他の財産にかかる宗教団体の所有権およびその他一切の財産権は、保障される。教区における教会財産の管理は、特別法によって規制される。その公布の前に、教会当局の了解を得なければならない。

第 39 条 国民の権利および政治的権利の享受は、信仰告白にかかわりない。国民の義務は、信仰告白により傷つけられない。

第 40 条 何人も、法律および道徳の制限内において、言論、文書、出版または絵画的表現によってその見解を自由に表明し、思想を伝達する権利を有する。検閲は、公開の上演および展示に対してのみ、行うことができる。

第 41 条 自由な結社および集会の権利は、法律の制限内で、保障される。

第 42 条 議会および委員会に対する請願権は保障され、その権利および利益の関係者たる個人だけでなく、自治体および法人にも、その要望および請願を議会議員を通じて、同所に提出させる権利が帰属する。

第 43 条 異義申立ての権利は、保障される。すべて国民は、上訴手段の法律的制約に抵触しない限り、その権利または利益を不当に扱う憲法違反、法律違反、命令違反の官庁の行為または手続きに関して、直接その上級官庁のもとで、異義を申し立てる権利および必要があれば最上級官庁を追求する権利を有する。提起された異義が、上級官庁によって棄却された場合、上級官庁は異義申立人にその決定の理由を通知する義務を負う。

第 44 条 すべて兵役に耐えうる者は、満 60 歳に達するまで、非常事態においては祖国防衛の義務を負う。

この場合を除いて、武装編隊は、国内の警察権の執行および秩序の維持のために必要とされる限りにおいてのみ編成され、保持され得る。これに関する詳細な規定は、法律による。

## 第 5 章 議会

第 45 条 議会は国民全体の法定の機関であり、この憲法の条規に従って、政府との関係において、国民の権利と利益を代表し、主張し、この憲法に規定された原理を誠実に遵守することをもって、侯爵家と国家の繁栄を可能な限り促進するものとして召集される。

議会に属する権限は、適法に成立した会議においてのみ、行使され得る。

第 46 条 議会は、国民から、普通・平等・秘密・直接の投票によって、比例代表制度によって選出された 25 名の議員で構成される。高地および低地は、それぞれ選挙区となる。25 名中、15 名が高地、10 名が低地に割り当てられる。

25 名の議員と同時に、それぞれの選挙区で、議員代理も選出される。ひとつの選挙区において各政党が獲得した 3 名の議員毎に、1 人の議員代理が割り当てられる。ただし、ひとつの選挙区において、政党が議席を獲得した場合、少なくとも 1 議席を割り当てる。

議席配分は、全選挙区で投じられた有効投票数の少なくとも 8% を獲得した政党毎に行う。

政府および裁判所の構成員は、同時に議員となることはできない。  
選挙の実施に関する詳細な規定は、別途、法律で定める。

第 47 条 議員の任期は、4 年である。通常選挙は、その都度、4 年目の終わりにあたる、  
暦年で 2 月または 3 月に行われる。

削除

第 48 条 国侯は、以下に規定する例外を除いて、議会を召集し、閉会し、その都度、議  
会に報告しなければならない相当な理由により、3 か月まで休会し、または議会を解散す  
る権限を有する。休会、閉会または解散は、集合した議会に対してのみ宣告できる。

理由を付した、少なくとも 1000 名の選挙権を有する国民による文書による要求または  
少なくとも 3 自治体の自治体議会の議決がある場合、議会は召集されねばならない。

前項と同様の条件のもと、1500 名の選挙権を有する国民または自治体議会の議決を経  
た 4 自治体は、議会解散のための国民投票を要求することができる。

第 49 条 議会の常会は、毎年年初に、集合の場所、日時、時間を示した国侯の詔勅によ  
って召集される。

議長は、年内の会期を指示する。

休会期間が経過した後、1 か月以内に国侯詔勅により再召集されねばならない。

議員代理は、その政党の議員に事故のある場合、一会期または複数の連続する会期にあ  
たって、事故のある議員の代理として、議席および投票に参加しなければならない。

第 50 条 議会在解散された場合、6 週間以内に新たな選挙が命じられねばならない。新  
たに選出された議員は、14 日以内に召集される。

第 51 条 爵位継承の場合、議会は 30 日以内に、第 13 条に規定された国侯の宣誓およ  
び継承者への忠誠を示すことを目的とした特別会のために召集される。

解散されている場合、爵位継承の後、召集が遅くとも 40 日までにできるよう、新たな  
選挙を早めなければならない。

第 52 条 議会は、その最初の適法に召集された会議において、最年長議員による仮議長  
の指揮のもと、当該年度のための業務を指揮する議長及び議長代理を議員の中から選出す  
る。

削除

第 53 条 議員は、発せられた召集に対して、自ら政府の所在地に出頭しなければならない。  
議員の出頭に支障があるときは、議員は支障の理由を述べ、最初の召集の際には政府  
に、それ以降は議長に遅滞なく届け出なければならない。支障が継続する場合、後任補充  
手続きにしたがった代理人が決定されない場合、補欠選挙が行われる。

第 54 条 議会は、国侯自身または摂政によって、適切な儀式をもって、開会される。すべて新たに議員となった者は、国侯またはその全権代理人の手をとり、以下の宣誓をする。

「私は、憲法と現行法を順守し、議会においては、祖国の繁栄を、他念なく、最高の知恵と良心に従って促進することを天主に誓う。」

後に議員となった者は、この宣誓を、議長の手をとって行う。

第 55 条 議会は、国侯自身または摂政によって閉会される。

第 56 条 議員は、現行犯によるほか、会期中、議会の同意なく逮捕されない。

現行犯の場合、逮捕は、その理由を示して、遅滞なく、逮捕の維持について判断する議会に通知されねばならない。議会の要求により、議会に事件に関係する書類を直ちに開示しなければならない。

議員の逮捕が、議会が集合していない時期に行われた場合、これについて遅滞なく、理由を付して、委員会に通知しなければならない。

第 57 条 議会の構成員は、その宣誓と確信にしたがってのみ表決する。議員は、その表決については決して責任を問われず、議会の本会議または議会の委員会で行った発言については、議会に対してのみ責任を負い、このために決して裁判所に訴えられない。

懲戒権の規制は、公布されるべき議院規則に留保される。

第 58 条 議会の有効な議決のためには、この憲法または議院規則において他の規定がない限り、議員の法定数の少なくとも 3 分の 2 の出席および出席議員の絶対多数が必要である。同様の規定は、議会が行わなければならない選挙にも適用される。

可否同数の場合、議長の決するところによる。ただし、選挙においては 3 回、その他の案件については 1 回の表決のあととする。

第 59 条 選挙異議申立については、裁判所が判断する。

議会はその構成員の選挙の有効性および選挙記録および裁判所の判決に基づいて、選挙自体の有効性の審査をする。

第 60 条 議会はこの憲法の規定の遵守のもと、議決によって議会規則を制定する。

第 61 条 議員は、国庫から法律で定められた日当および旅費をうける。

第 62 条 議会の活動には、主に、以下の事項が属する。

- a) 憲法に従って立法に共同すること
- b) 条約の締結に際して共同すること (第 8 条)
- c) 予算の確定、租税およびその他公課の可決



- d)第 63 条の 3 および第 93 条の留保のもと、国家の負担となる借款・公債・保証ならびに国有不動産の取得および売却に関する議決
- e)国政全般に関する政府からの年次報告の承認
- f)国政に関する申立、異議申立および監督（第 63 条）
- g)憲法またはその他の法律違反による政府構成員に対する、裁判所への公訴の提起
- h)政府または構成員に対する不信任の議決

第 63 条 議会は、司法行政を含む国政全般を監督する権限を有する。議会はこの権限を、就中、政務監査委員会を通じて行使する。議会の監督権は、裁判所の判決および国侯に帰属する行為には及ばない。

議会は、いつでも、議会在が認識した国政における瑕疵または濫用を、意見表明または異議申立の方法により、直接、国侯または政府に知らせることができ、その除去を求めることができる。これに関してなされた調査結果およびそれに基づいてとられた措置は、議会に通知されねばならない。

削除

政府代表者は、発現することができ、議員の質問に応える義務を負う。

第 63 条の 2 議会は、調査委員会を設置する権限を有する。議会は、少なくとも法定議員数の 4 分の 1 の要求があった場合、設置しなければならない。

第 63 条の 3 議会は財政委員会を指名する。財政委員会は、法律に従い国有不動産の取得および売却の議決ならびに金融資産の管理に際しての共同が委任され得る。

第 64 条 立法における発案権、すなわち法案提出権は、以下の者に帰属する。

- a)政府提出という形式行う国侯
- b)議会
- c)以下の規定にしたがって行う選挙権ある国民

少なくとも 1000 名の、その署名および投票権が居住する自治体の長によって確認されている選挙権を有する国民は、文書で、または少なくとも 3 自治体が全員一致の自治体議会議決の形式で、法律の公布・修正・廃止の要求をした場合、この要求は、それに続く議会の会期において審議されねばならない。

第 1 項 a 号ないし c 号に規定された機関によって、この憲法が予定していない、その執行によって、国家に、財政法の予定しない一度限りの負担または長期にわたる負担を生じさせる法律の公布が要求された場合、その要求は、同時に財源の提案があった場合にのみ、議会で審議される。

憲法改正の発議は、少なくとも 1500 名の選挙権を有する国民または少なくとも 4 自治体によってのみなされうる。

国民発議に関する詳細な規定は、法律で定める。

第 65 条 議会の共同なしに、いかなる法律も制定され、修正され、または有権的に解釈

され得ない。すべて法律が有効となるには、議会の同意のほうか、国侯の裁可、責任ある政府長官またはその代理人の副署および官報における公布を必要とする。国侯の裁可が、6 か月以内になされないとき、拒否されたものとみなす。

さらに、以下の条項の規定に従って、国民投票（レファレンダム）が実施される。

第 66 条 すべて議会によって議決され、議会によって緊急のものとして宣言されていない法律、同様に、議会によって緊急のものとして宣言されていない財政議決は、少なくとも 500000 フランの一度限りの新たな支出または 250000 フランの毎年継続する新たな支出を生じるものである限り、議会が国民投票を決定した場合、または、議会の議決の公表の後、30 日以内に、少なくとも 1000 名の選挙権を有する国民または少なくとも 3 自治体が、第 64 条に規定された方法で正当な要求をした場合、国民投票に付される。

憲法の全体または一部分に関する場合、これに加えて、少なくとも 1500 名の選挙権を有する国民または少なくとも 4 自治体の要求が必要である。

議会は、特定の原則を公布されるべき法律で採択するにあたっては、国民投票を指示する権限を有する。

国民投票は、自治体単位で行う。全国で有効になされた投票の絶対多数で、法案の可否を決定する。

国民投票に付されるべき法律の議決は、国民投票を実施した後、ないし国民投票実施の要求のために規定された 30 日の期間の経過の後、はじめて国侯に裁可のための提出がなされる。

議会が、国民発議（第 64 条 1 項 c 号）によって議会に到達し、推敲され、必要であれば補填の提案を伴った法案を否決した場合、これは国民投票に付されなければならない。選挙権を有する国民による法案の可決は、この場合、通常、法律の可決のために必要な議会の議決に代わるものである。

国民投票に関する詳細な規定は、法律で定める。

第 66 条の 2 条約（第 8 条）に関する同意たるすべての議会の議決は、議会が国民投票を決定した場合、または、議会の議決の公表の後、30 日以内に、少なくとも 1500 名の選挙権を有する国民または少なくとも 4 自治体が、第 64 条に規定された方法で正当な要求をした場合、国民投票に付される。

国民投票においては、全国の有効投票数の絶対多数をもって、議会議決の賛否が決定される。

国民投票に関する詳細な規定は、法律で定める。

第 67 条 法律は、別段の定めがない限り、官報によって公布された後、8 日を経て、施行される。

法律、財政議決、条約、命令、国際機構の議決および条約に基づく法規の公布の方法および範囲は、法律で定める。リヒテンシュタイン侯国において条約に基づいて適用される法規は、簡略化した形式の公布、例えば、就中、外国法令集の参照指示の公表によって、それをすることができる。

1992年5月2日の欧州経済圏に関する協定に基づく、リヒテンシュタインに適用される、および、将来施行される法規は、欧州経済圏法令集において公布される。欧州経済圏法令集における公布の方法および範囲は、法律で定める。

第68条 議会の同意がなければ、いかなる直接または間接の租税、その他なんらかの租税または一般的給付は、それがいかなる名称であろうと、通知または徴収されない。この同意は、租税の通知に際しては、明示しなければならない。

人および物に対するあらゆる公課および給付の配分割当ならびに徴収の方法も、議会の同意を必要とする。

租税および公課への同意は、原則として、行政年度毎に行う。

第69条 国政に関して、政府の次年度の行政年度のための全支出および全収入の予算が、議会に、審査および議決のために公表されねばならない。そこに、徴収すべき租税の動議が結び付けられていなければならない。

すべて経過した行政年度に対して、政府は、正当な超過への同意および不当な超過に際しての政府の責任を前提として、翌行政年度の上半期に、議会に、予算に従ってなされた、許可を受け徴収された収入の使用に関する正確な報告をしなければならない。

同じ条件のもと、政府は、予算において、予見されなかった、緊急の支出をすることができる。

予算の特定の科目において見込まれる余剰は、他の科目における超過支出の補填にあててはならない。

第70条 政府は、議会と協力して確定した原則に従って国家の財産を管理する。政府は、議会に報告書（第69条2項）と一緒に報告する。

## 第6章 国家委員会

第71条 議会の休会、閉会または解散とその再開までの期間、再召集のないし新たな選挙のための期間に関する第48条から第51条の規定にかかわらず、議会に代わって、議会またはその各委員会の共同を必要とする事務の処理のために国家委員会を設置する。

第72条 国家委員会は、これまでの議会議長、議長に事故があるときは議長代理、および議会によって議員の中から、高地および低地を対等に考慮して選出されるその他4人の構成員からなる。

議会には、その休会、閉会または解散が宣言される会期において、いかなる事情があろうと、この選出のための機会が与えられねばならない。

第73条 国家委員会の任期は、議会が再度集会したときに、終了する。

第74条 国家委員会は、特に次の事項について権限を有し、義務を負う。

- a)憲法が維持され、議会在処理すべき事項の実施がなされ、議会在先行する解散または休会に際して、適切に再度召集されるよう配慮すること。
- b)国庫会計を審査し、国家委員会の報告と動議を付して、議会在送致すること。
- c)先行する議会的議決に関連して国家に交付される債務証書および抵当証書に連署に連署すること。
- d)将来の議会的審議に備えて議会从受託した特定の任務を履行すること。
- e)緊急の場合、国侯に上奏し、または政府に通知し、憲法に基づく権利が脅かされているまたは侵害されている場合、異議を申し立てること。
- f)事情が必要とすれば、議会的の召集を提案すること。

第 75 条 国家委員会は、議会对して永続的な義務を負うことはできず、議会对してその職務遂行について責任を負う。

第 76 条 国家委員会の会議は、委員長の招集要請に応じて、政府所在地で行われる。  
国家委員会的議決が有効となるには、少なくとも 3 名の構成員の出席が必要である。

第 77 条 国家委員会的構成員は、その会議の間、議員と同一の日当および旅費を受ける。

## 第 7 章 政府

第 78 条 すべての国家行政は、本条の以下の規定の留保のもと、国侯および議会对して責任を負う合議体政府によって、この憲法およびその他の法律に従って実施される。

法律によって、または法定の権限に基づいて、一定の職務は、特定の公務員、官庁また特別委員会に、合議体政府の指揮監督下に置かれることを条件に、単独で処理するために委任されうる。

法律によって、合議体政府に代わって異議申立ての決定をする特別委員会が設置されうる。

経済的、社会的、文化的課題の処理のために、法律によって、公法上の特別の団体、協会、基金が設立され得る。

第 79 条 合議体政府は、政府長官および 4 名の政府参事官で構成される。

政府長官および政府参事官は、国侯によって、その提案への議会的の同意を得て、任命される。同様の方法で、政府長官および政府参事官に、それぞれ代理人が任命される。事故がある場合、代理人は、当該政府構成員を合議体政府の会議において代理する。

政府参事官のひとりが、議会的の提案に基づいて、国侯によって政府長官代理に任命される。

政府構成員は、リヒテンシュタイン人で議会的の被選挙権を有しなければならない。

合議体政府の任命に際しては、高地及び低地のそれぞれに少なくとも 2 名の構成員が割当てられるよう考慮されなければならない。代理人は、同一の地域から選出される。

合議体政府の任期は、4 年である、新政府の任命まで、それまでの政府構成員は、第 80

条が適用される場合を除いて、引き続き責任をもって職務を執行しなければならない。

第 80 条 政府が、国侯または議会の信任を失ったとき、その公務執行の権限を喪失する。新たな政府の発足までの間、国侯は第 79 条 1 項および 4 項の規定の適用のもと、国家行政全般の暫定的執行のための暫定政府を設置する（第 78 条 1 項）。国侯は、前政府の構成員も、暫定政府に任命することができる。4 か月の経過の前に、国侯によって、その提案が議会の同意をえて、新たな政府が任命されない限り（第 79 条 2 項）、暫定政府は、議会において信任の議決に付される。

単独の政府構成員が、国侯または議会の信任を失ったとき、その者の公務執行の権限の喪失の決定は、国侯と議会との間で一致でなされる。新たな政府構成員の任命まで、代理人が職務を継続する。

第 81 条 合議体政府の有効な決定のためには、少なくとも 4 名の構成員の出席および出席構成員の過半数が必要である。可否同数の場合、長官が決する。表決義務を負う。

第 82 条 いかなる理由で、政府の構成員が職務の遂行から除斥され、または忌避されるかは法律で定める。

第 83 条 政府による職務遂行は、一部は合議により、一部は管轄別に行う。

第 84 条 合議体政府は、命令によって、その職務規定を定める。

第 85 条 政府長官は、政府を代表する。長官は、直接、侯爵から委任された職務および法律ならびに侯爵または摂政に由来する公布および命令に副署し、公式行事に際して国侯の代理人に帰属すべき規定通りの特権を享受する。

第 86 条 政府長官は、国侯の指揮下にある事項について国侯に上奏ないしは文書による報告をしなければならない。

第 87 条 政府長官は、国侯または摂政の手を取り就任の宣誓をする。その他の政府の構成員および国家公務員は、政府長官に対して就任の宣誓をする。

第 88 条 政府長官に事故があるとき、政府長官代理が、憲法において明示的に政府長官に委任されている権能を行使する。政府長官代理にも事故があるとき、最年長の政府参事官が代理する。

第 89 条 政府長官は、合議に基づく政府による命令および処分に副署する。政府における事務の進行状況の直接の監督権を有する。

第 90 条 すべて重要な、政府の権限に属する事項、とりわけ、行政争訟の解決は、合議

体の政府の助言と決定のもとで行われる。一定の比較的重要な業務は、法律により、管轄権に従って権限ある政府構成員の単独処理に委ねられる。

会議については、政府事務官が議事録を作成する。政府事務官に事故があるあとき、合議体政府によって決定された代理人によって行う。

政府長官は、合議体政府の決定を執行しなければならない。決定が現行の法律または命令に抵触するおそれがあると思料される場合にのみ、政府長官は、その執行を中止することができる。ただし、政府長官は、それについて、遅滞なく、行政裁判所に提訴しなければならない。行政裁判所は、利害関係者の異議申立の権利を侵害する場合を除いて、執行について判断する。

第 91 条 合議で決定すべき事項の準備のため、および法律に従って規定された業務の単独判断のため、合議体政府は、執務期間の開始時に、その業務を、政府長官および政府参事官に振り分ける。事故のあるとき、相互代行が予定されねばならない。

第 92 条 政府は、一切の法律および法的に許可された国侯または議会からの委任事項の執行が義務付けられる。

政府は、法律および直接適用される条約の実施のために必要な命令を発する。この命令は、法律および直接適用される条約の範囲内でのみ許される。

政府は、その他の条約による義務の国内法への変換のために、それについて法律の公布が不可欠でない限り、必要な命令を発することができる。

すべて国家行政は、憲法、法律および条約の規定の範囲内で行われなければならない。行政関係法が自由裁量を認めている事項においても、法律によって定められた限界を厳格に遵守しなければならない。

第 93 条 政府の活動範囲には、とりわけ、次の事務が含まれる。

- a) すべてその下にある官庁および職員の監督ならびに職員への懲戒権の行使。検察官への監督および懲戒権は、法律によって定める。
- b) 政府およびその他の官庁への必要な人員の配置
- c) 刑務所の監視および未決囚および受刑者の待遇に関する監督
- d) 国の営造物の管理
- e) 適法で不断の通常裁判所運営の監督
- f) 毎年、議会に公務に関して提出する書類の作成
- g) 議会への政府法案の作成およびこの目的のために議会から委託された法案の専門的評価
- h) 緊急の、予算に組み込まれていない支出の措置
- i) 25000000 フランまでの保証、100000000 フランまでの国有財産および 30000 フランまでの行政財産たる不動産の取得および売却、法律の委任に基づく借款および公債の引受の決定

第 94 条 行政組織は、法律で定める。

## 第 8 章 裁判所

### A 一般規定

第 95 条 すべて裁判権は、国侯および国民の名において、国侯によって任命された、義務付けられた裁判官（第 11 条）が行使する。判決における裁判官の決定は、「侯爵と国民の名において」宣告され、文書化される。

裁判官は、その職務の行使において、その効力の法律の範囲内で、司法上の手続きにおいて独立している。裁判官は、その決定および判決に理由を付さなければならない。司法機関以外からの判決への干渉は、憲法が明示的に規定している場合に限り、認められる（第 12 条）。

この条項の意味において裁判官とは、通常裁判所の裁判官（第 97 条から第 101 条）、行政裁判所の裁判官（第 102 条および第 103 条）、憲法裁判所の裁判官（第 104 条および第 105 条）のすべての裁判官のことを言う。

第 96 条 裁判官の選出は、国侯と議会在、合同委員会を設置する。合同委員会において、国侯は議長であり投票権を有する。国侯は、議会在派遣した代表者と同じ数の構成員を合同委員会に召集できる。議会在、議会在において代表された政党からそれぞれ 1 名の議員を派遣する。政府は、司法当局に属する政府構成員を派遣する。合同委員会の協議は秘密である。裁判官候補者は、国侯の同意をもってのみ合同委員会によって議会在推薦される。議会在推薦された候補者を選出したとき、候補者は、国侯によって裁判官に任命される。

議会在、合同委員会から推薦された候補者を拒否したとき、および、4 週間内に新たな候補者に同意がなされないとき、議会在別の候補者を提案しなければならない、国民投票の期日を定めねばならない。国民投票の場合、選挙権を有する国民が、国民発議（第 64 条）の規定に従って、候補者を指名する権限を有する。2 名以上の候補者が投票される場合、第 113 条 2 項に従って 2 回の投票を行う。投票数の絶対多数を得た候補者は、国侯によって裁判官に任命される。

任期付きで任命された裁判官は、その後任者が宣誓するまで、職にとどまる。

### B 通常裁判所

第 97 条 通常裁判権は、第 1 審はファドゥーツ地方裁判所において、第 2 審はファドゥーツ高等裁判所において、第 3 審は最高裁判所において行使される。

通常裁判所の組織、手続き、裁判費用は、法律で定める。

第 98 条 法律により、第 1 審の裁判権の業務のうち、特別の、詳細に述べられるべき種類の処理は、専門教育を受けた、指揮下にある裁判官ではない地方裁判所の職員（司法補助官）に委任することができる。

第 99 条 国庫および侯爵家御領管理部は、権利の得喪につき、通常裁判所に服する。

第 100 条 民事訴訟手続きは、口頭主義、直接主義および自由心証主義に従って規制される。刑事訴訟においては、このほか、公訴主義が適用される。

民事訴訟手続きにおいては、第 1 審の通常裁判権は、1 人または複数の単独裁判官が行使する。

高等裁判所および最高裁判所は、合議体裁判所である。

刑事事件の裁判権は、地方裁判所の第 1 審においては、地方裁判所が行使し、必要があるときは、刑事裁判所および少年裁判所が行う。

第 101 条 地方裁判所長官は、地方裁判所裁判官の監督権を行使する。

高等裁判所長官は、地方裁判所長官および高等裁判所裁判官の監督権を行使する。高等裁判所長官は、地方裁判所裁判権の懲戒権を行使する。

最高裁判所長官は、高等裁判所長官および最高裁判所裁判官の監督権を行使する。最高裁判所長官は、高等裁判所裁判官および最高裁判所裁判官の懲戒権を行使する。

3 名の法に習熟した最高裁判所裁判官からなる職務評議会は、最高裁判所長官の監督権および懲戒権を行使する。

## C 行政裁判所

第 102 条 行政裁判所は、国侯によって任命される 5 名の裁判官と 5 名の補充裁判官からなる（第 96 条）。裁判官の過半数は、リヒテンシュタイン市民権を有していなければならない。裁判官の過半数は、法に習熟していなければならない。

行政裁判所の裁判官および補充裁判官の任期は、5 年とする。任期は、毎年、1 名の裁判官ないし補充裁判官が退官するよう構成される。はじめての任命に際して、5 名の裁判官および 5 名の補充裁判官の任期の長さを、くじで決する。裁判官ないし補充裁判官が、任期途中で、退官した場合、後任者は退官した裁判官の残りの任期のために任命される。

5 名の裁判官は、その中から、毎年、長官および長官代理を選出する。再任を妨げない。

裁判官に事故があるとき、補充裁判官が代理する。代理にあたっては、輪番で、状況に応じて対応する。

法律において別段の定めがないとき、政府および合議体政府に代わって設置される特別委員会（第 78 条 3 項）のすべての決定及び処分に対しては、行政裁判所へ異議申立ての提訴がなされる。

国際的裁判協力手続のために、法律により、一定の措置の許可ならびに第 1 審の権限を有する裁判所からの行政裁判所への直接の異議申立てのための、行政裁判所裁判官の権限が規定される。

第 103 条 裁判手続、忌避、報酬および当事者によって支払われるべき手数料に関する詳細な規定は、特別に法律で定める。

## D 憲法裁判所



第 104 条 特別の法律の定めるところにより、憲法裁判所は、憲法で保障された権利の保護、裁判所間および行政官庁間の管轄の争いの裁定のための、公法上の権利の裁判所として、および、政府構成員の懲戒裁判所として、設置される。

さらに、その管轄には、法律および条約の憲法適合性の審査、および、政府の発する命令の法律適合性の審査が含まれる。このような事件において、憲法裁判所は、廃棄を判決する。最後に、憲法裁判所は、選挙裁判所としても機能する。

第 105 条 憲法裁判所は、国侯によって任命される 5 名の裁判官と 5 名の補充裁判官からなる(第 96 条)。憲法裁判所長官および裁判官の過半数は、リヒテンシュタイン市民権を有していなければならない。その他、第 102 条の規定が類推適用される。

## 第 9 章 官庁および国家公務員

第 106 条 任期のない裁判官の地位は、議会の同意をもってのみ創設することができる。

第 107 条 官庁の組織は、法律で定める。すべて官庁は、条約による取極めの留保のもと、国内にその所在地をおく。合議体官庁は、少なくとも過半数は、リヒテンシュタイン国民が占めなければならない。

第 108 条 政府の構成員、国家公務員ならびにすべての自治体の長、それらの代理人および自治体出納長は、就任に際して、次の宣誓をしなければならない。

「私は、国侯への忠誠、法律への服従および憲法の厳正な遵守を、天主に誓う。」

第 109 条 国、自治体およびその他の公法上の団体、協会および基金は、その機関として行動した人が、その公務の行使において、第三者に対して違法に与えた損害の賠償責任を負う。故意または重過失によるときは、それを犯した者への求償権が認められる。

機関として行動した人は、勤務している国、自治体またはその他の公法上の団体、協会または基金に対して、故意または重過失による職務上の義務違反によって直接に与えた損害の賠償責任を負う。

とりわけ権限に関する詳細は、法律で定める。

## 第 10 章 自治体

第 110 条 固有および委任された活動領域における自治体の存立、組織および任務については、法律で定める。

自治法においては、次の原則が確立されなければならない。

- a)自治体議会による、首長およびその他の自治体機関の自由な選出
- b)自治体財産の独自管理および政府の監督のもと、自治体警察の運用の管理

c)政府の監督のもと、所定の救貧制度の保持

d)住民を受け入れ、各自治体における国民の居住の自由のための自治体の権利

第 111 条 自治体の事務において、すべて自治体に居住している満 18 歳に達した、選挙権を停止されていない国民は、選挙権を有する。

## 第 11 章 憲法保障

第 112 条 現行憲法は、その公布以降、国家の基本法として一般的に拘束力を有する。

この基本法の改正または一般的に拘束力を有する解釈は、政府、議会または国民発議(第 64 条)の方法によって提起されうる。議会の側では、出席議員の全員一致または 2 回の連続した会期において出席議員の 4 分の 3 の多数が必要である。場合によっては、国民投票(第 66 条)および、君主制の廃止(第 113 条)の手続きを除いて、必ずそれに続く国侯の同意が必要である。

第 113 条 少なくとも 1500 名の国民は、君主制廃止の国民発議をなす権利を有する。この国民発議が受理された場合、議会は共和制に基盤をおく新憲法の作成に着手し、早くても 1 年後および遅くとも 2 年以内に、国民投票を実施しなければならない。国侯は、同様の国民投票に対して、新憲法を提出する権利を有する。次項に規程された手続きは、第 112 条 2 項に規定された憲法改正手続きの代わりに適用される。

1 つの憲法案のみが提出された場合、可決には絶対多数(第 66 条 4 項)で足りる。2 つの憲法案が提出された場合、選挙権を有する国民は、現行憲法および両憲法案の中から選択する機会が与えられる。この場合、選挙権を有する国民は、第 1 回の投票において、2 票が与えられる。選挙権を有する国民は、この 2 票を、第 2 回の投票の実施を希望する憲法案に配分する。獲得した票数が上位 2 つである憲法案は、第 2 回の投票に付される。第 2 回の投票は、第 1 回の投票から 14 日後に実施され、選挙権を有する国民は、1 票を投じる。ここで絶対多数を獲得した憲法が承認される(第 66 条 4 項)。

## 第 12 章 最終規定

第 114 条 現行の憲法の明示規定に違反するすべての法律、命令および成文規定は、これをもって、廃棄ないし効力を有しない。この基本法の精神と一致しない法規は、憲法に適合するよう改正されねばならない。

第 115 条 この憲法の実施を、わが政府に委任する。

政府は、この憲法において予定された法律を、可能な限りの促進をもって、起草し、憲法に適合した職務を供給しなければならない。

ファドゥーツにて 1921 年 10 月 5 日

リヒテンシュタイン侯国を統治するヨハン 2 世侯爵殿下の代理として、1921 年 10 月 2

日付け親書での用命により

カール（署名）

ヨーゼフ・オスペルト（署名）

侯室顧問官

憲法原本には、以下の 2 文書が添付されている。

親愛なるオスペルト顧問官へ！

私は、侯国議会在 1921 年 8 月 24 日の会議において新憲法を全員一致で採択したことに非常に満足している。

私はこの決定に君主として裁可を与えたので、我が国民の代表者が、この国家にとって非常に重大な法制定を成し遂げるにあたり、党派の違いなく協力して一致したのと同様に、将来も、同様の協力の精神が、国家およびすべての自治体の永続的繁栄のための調和的活動において、我が全国民を統合し、また、古くから守られ、さらにこれからも育てていくべき、国家と教会との協働にもとづき、天主の庇護のもと、新たな基本法を基礎とし、我が国民と我が国家に、新たな繁栄と豊かな恵みがもたらされんことに、心からの祝福と希望を表明する。

貴君が私に提案した願いを受け入れて、我が国の首都であるファドゥーツにて、私の忠実で、愛すべき国民に囲まれて、私自ら憲法に署名したいところではあるが、現状、私の健康状態を鑑み、それが叶わないことを、心から残念に思う。

しかしながら、大いなる改革の実現への私の喜びをことばにし、私の父としての愛の証を我が国へ示すために、新憲法第 13 条の意味において、現在、我が国に滞在している親愛なる我が甥、カール公子に、本年 10 月 5 日、この日は、私が、天主の慈悲深い差配によって 80 年の人生となる日であるが、私の代理としてファドゥーツにて憲法に署名することを委任する。

加えて、私は、我が愛すべき国民に、私の国父としての挨拶と、この新憲法の実現のために、協力して、実りあるものとしようと尽力したすべての者に、心から感謝のことばを述べたい。

貴君に、この私の決意を布告するようお願いする。

フェルスベルクにて 1921 年 10 月 2 日

ヨハン（署名）

ヨーゼフ・オスペルト（署名）

侯室顧問官

親愛なるカール公子へ！

わが侯国議会在、1921 年 8 月 24 日の会議で議決され、私が裁可したりヒテンシュタイン侯国憲法第 13 条の意味において、私は貴下に、私の代理として、私の誕生日 1921 年 10 月 5 日に、侯国首都ファドゥーツにて新憲法に署名することを委任する。

私は、つねに好意的かつ友好的な、貴下の伯父である。

フェルスベルクにて 1921年10月2日

ヨハン（署名）

ヨーゼフ・オスペルト（署名）

侯室顧問官